

市民後見人における受任調整の現状と後見活動時に感じる困難さを規定する要因の検討

ナガノ ノブコ オザワ アツシ
永野 叙子*1 小澤 温*2

目的 市民後見人の受任調整の現状を分析し、後見活動時に感じる困難さの内容と、困難さを規定する要因を明らかにすることを目的とした。

方法 2016年12月～2017年3月に、現任の市民後見人142名に対して質問紙調査を実施した。調査内容は、市民後見人の属性、被後見人等の概要、後見活動時に感じる困難さとした。有効回収票は113件（有効回収率＝79.6%）、分析対象は112件（1件辞退）であった。分析項目の独立変数は、①居所2群：「在宅、施設等」、②申立人2群：「親族（本人含）、市町村長申立」、③介護度4群：「要支援1～要介護2、要介護3、要介護4、要介護5」、④受任経験：「有、無」、⑤資格所有：「社会福祉士、介護福祉士、看護師、税理士、教員、その他等の記入があった場合を有、記入なしを無」、⑥支援・監督組織の2群：「独自養成の実績がある3カ所の実施機関（2011年老人福祉法の改正ならびに、市民後見推進事業開始以前より市民後見人を独自研修プログラムで養成してきた成年後見実施機関）、それ以外の7カ所の実施機関」とした。従属変数は、「活動時に感じる困難さ19項目」とし、独立変数①～⑥との関連性をみるために χ^2 検定を行った。

結果 困難さを規定する要因のうち被後見人等の要件では、市町村長申立案件の場合に、「家族等との意見調整」を「困難である」と感じる傾向がみられた（ $p < 0.05$ ）。次に、市民後見人の要件では、受任経験がある者が「葬儀等の手配」（ $p < 0.01$ ）、「財産の引き渡し」（ $p < 0.05$ ）を「困難でない」と感じる傾向がみられた。また、市民後見人を支援・監督する組織での検討では、独自養成の実績がある組織で支援・監督を受ける市民後見人は、「家族同様のかわり」「保証人等を求められる」「家族等との意見調整」「緊急時の対応」に困難さを感じない傾向がみられた。

結論 死後事務は、1ケース1回限りの非日常的かつ個別性が高い活動であるが、市民後見人の受任経験が死後事務の手続き・手順への理解を促進し、見通しをもった活動につながると考えられた。一方、独自養成の実績がある組織で支援・監督を受ける市民後見人には、困難さを感じない傾向がみられたことから、当該機関は、受任後の市民後見人に対する継続的支援を推進していると考えられた。したがって、受任調整時には市民後見人の受任経験を考慮する一方で、支援・監督組織が市民後見人の育成・支援を通じて自らも実務経験を積みつつ、現任の市民後見人への継続的支援を推進することが、市民後見事業の普及・促進につながると考えられる。

キーワード 成年後見制度、市町村申立、市民後見人、受任調整、困難さ、成年後見制度利用促進基本計画

* 1 筑波大学人間系（リハビリテーション科学学位プログラム）研究員 * 2 同大学人間系教授

I 緒 言

近年の成年後見制度の申立件数は36,000件台で推移しているが、市町村の成年後見等の開始審判申立（以下、市町村長申立）案件、すなわち「保護が必要な事案」の割合が約2割を占め増加傾向にある¹⁾。また、担い手となる成年後見人等の選任状況は、親族後見人以外の第三者後見人（専門職・法人・市民）の割合が申立全体の7割超となり¹⁾、専門職後見人が不足するとの懸念から制度を担う人材育成が求められて久しい。すでに先進的な市町村は自らが市民を後見人として育成し、成年後見実施機関（以下、実施機関）に委託して身上保護等の支援・監督を行う「市民後見人」事業を推進してきた²⁾。

市民後見人とは、最高裁判所は「弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士および精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の後見人等になることを希望している者を選任した場合³⁾と定義する。

ところで、市民後見人が対象とすべき事案は、市町村が後見人候補者として家庭裁判所に推薦する際に、被後見人等の要件に一定の基準を設け、軽微な案件であることを確認した上で推薦するといった受任調整がなされている。この被後見人等の要件が厳しく市民後見人が推薦に至らないとも言われている³⁾。具体的に市民後見人にふさわしいとされる被後見人等の要件とは、①当該市町村の住民（住所特例あり）、②居所：施設であるか、または在宅の場合は、施設入所が近い将来に予測される場合、③財産：管理すべき預貯金があまり高額でなく、所有不動産がなく、収入が年金程度である、④身上保護：自傷他害がない、⑤紛争性：訴訟になりそうなトラブルがない、⑥申立：市町村長申立であるか、親族が申立までは引き受けている場合等⁴⁾である。市町村の担当者によれば、この①～⑥の要件を満たす事案が少ないため市民後見

人の選任が進まないこと、そのため研修を受けた市民後見人待機者が存在し、家庭裁判所に選任されないまま、選任要件の上限70歳に達してしまう現状がみられる。

では実際に、市民後見人にふさわしいとされる被後見人等の要件に基づいて市民後見人が選任されているのだろうか。筆者は仮説として、その要件に基づいて受任調整がなされていれば、現任の市民後見人の受任案件は軽微な案件であるため、後見活動時の負担が少なく、困難さを感じない傾向にあるのではないかと考えた。

これらの仮説に基づき本稿では、全国の市民後見事業のモデルとなっている先進的な地域で活動する現任の市民後見人に焦点をあて、市民後見人にふさわしいとされる被後見人等の要件に着目して受任調整の現状を分析し、その上で、市民後見人が後見活動時に感じる困難さと困難さを規定する要因を明らかにすることを目的とした。

II 方 法

(1) 調査対象の選定・抽出と調査方法

2016年12月～2017年3月に、Z県10カ所の市町村成年後見実施機関（以下、実施機関）を後見監督人とする、個人受任の市民後見人142名に対して質問紙調査を実施した⁵⁾。本稿はその質問紙における設問「後見活動時に感じる困難さ」について回答を求めたものである。

調査対象の選定ならびに抽出では、成年後見人等の選任状況が、家庭裁判所内部の情報や後見登記簿に限定されるため、「市民後見人」を探し当てることは極めて困難であることから、「最高裁判所成年後見関係事件の概況⁶⁾」を用いて申立件数の多い自治体の中からZ県を抽出し、次にZ県の資料に基づき市民後見人の受任累計件数が上位にある市町村から順番に、市民

後見人が登録し支援・監督を受けている実施機関を選定、市民後見人への質問紙調査の実施を打診した。その結果、10機関において調査実施の内諾を得た。その上で、Z県の資料より当該10機関における市民後見人の受任累計件数を確認したところ、2015年度末時点でZ県全体の市民後見人受任累計件数の7割を超えていたため、調査基準日（2016年11月1日）を設けて当該機関で活動する現任市民後見人の総数を聴取した。質問紙の配票は実施機関から現任市民後見人に手交、または、調査者が実施機関主催の市民後見人連絡会に出向き調査主旨を説明し、調査について内諾した市民後見人に手交した。回答は市民後見人から直接郵送にて回収、回答をもって本調査に同意を得たものとした。また調査基準日の時点で複数受任の場合には、より困難に感じる事例を市民後見人が選び回答することとした。

なお本調査は、筑波大学人間系研究倫理委員会の承認を得て実施した（2016年10月14日 第東28-60号）。

（2） 質問項目ならびに調査対象の属性

本調査の有効回収票は113件（有効回収率＝79.6%）、分析対象は112件（1件辞退）であり⁵⁾、本稿では、設問「後見活動時に感じる困難さ」を分析対象の質問項目とした。調査対象である市民後見人の属性は、60歳以上が8割を占めていた。国家資格を中心に福祉や教育、金融関連のさまざまな資格所有者が72件（64.3%）みられた。また、過去に個人受任や複数後見で受任したことがある「受任経験あり」が49件（43.8%）みられ、独自育成の実績がある3組織で支援・監督を受け活動している市民後見人が57件（50.9%）であった。

被後見人等の概要については、居所は、在宅が22件（19.6%）、施設等が90件（80.4%）であり、すべてが単身世帯であった。申立人の内訳は、「被後見人等・親族」が12件（10.7%）、「市町村長申立」は99件（88.4%）であり、資産状況は低資産であった。介護度は、要介護3以上が全体の8割弱を占めていた。

「後見活動時に感じる困難さ」の項目は、先行研究の専門職後見人を対象とした調査で用いられた「身上監護で感じる困難さ」16項目⁶⁾と、筆者が市民後見人に対する面接調査⁷⁾で聴取した「困難さ」3項目「行政関係者、事業者の市民後見人への理解が不十分であるため活動が円滑にいかない」「被後見人等を訪問するための移動時間がかかる」「後見事務等に係る提出書類作成が煩雑である」を加えた合計19項目とした。回答は、「困難でない」「あまり困難でない」「やや困難である」「非常に困難である」の4段階で尋ね、権利擁護支援に精通した現場管理職4名（成年後見センター等の成年後見支援担当者）のエキスパートレビューを経て、質問項目それぞれが独自性の高い項目であることを確認し使用した。

（3） 分析方法

市民後見人の属性、被後見人等の概要より独立変数を設定した。独立変数の項目と項目①～⑥の内訳は次のとおりである。①居所2群：「在宅、施設等」、②申立人2群：「親族（本人含）、市町村長申立」、③介護度4群：「要支援1～要介護2、要介護3、要介護4、要介護5」、④受任経験：「有、無」、⑤資格所有：「社会福祉士・介護福祉士・看護師・税理士・教員・その他等の記入があった場合を有、記入なしを無」、⑥支援・監督組織2群：「独自育成の実績がある3カ所の実施機関（2011年老人福祉法の改正ならびに、市民後見推進事業開始以前より市民後見人を独自研修プログラムで養成してきた成年後見実施機関）、それ以外の7カ所の実施機関」とした。これらの変数は、前述の市民後見人にふさわしいとされる被後見人等の要件⁴⁾と市民後見人の定義¹⁾を参考にして採用した。

従属変数は「後見活動時に感じる困難さ」19項目とした。そして、まず回答結果を単純集計した。次に、独立変数①～⑥との関連性をみるために χ^2 検定を行った。なお、検定では欠損値を含む場合は分析ごとに除外し、有意水準5%（両側）未満で評価した。分析にはSPSS

statistics24を用いた。

Ⅲ 結 果

(1) 後見活動時に感じる困難さの内容

図1に従属変数の「後見活動時に感じる困難さ」に関する質問19項目に対する「非常に困難である」と「やや困難である」を足し合わせて「困難である」とした回答をその割合の高い順に示した。

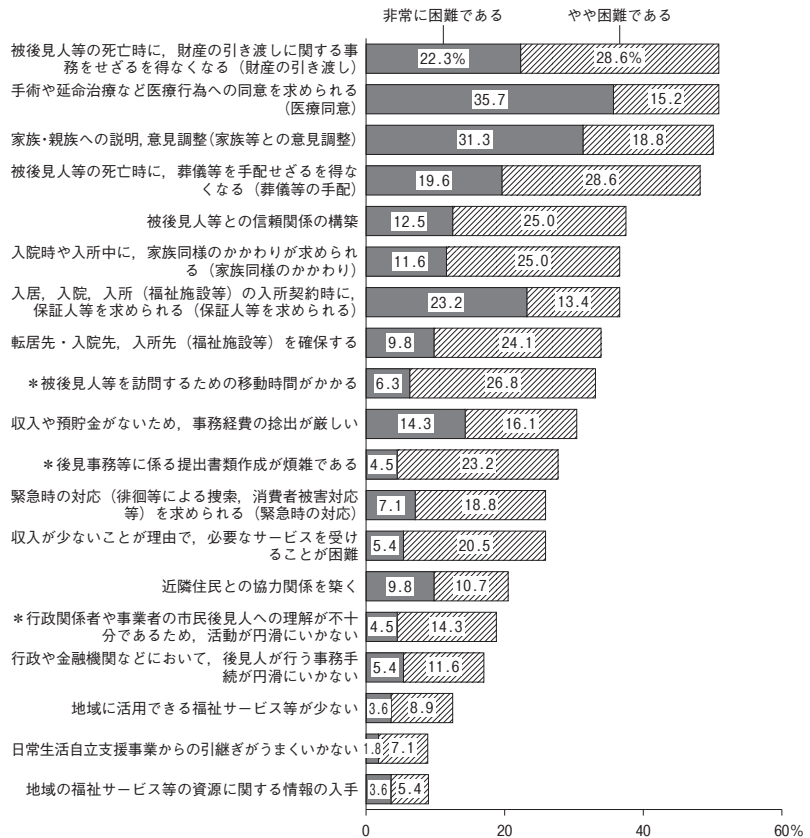
「困難である」と回答した割合が高かった項目は、順に「被後見人等の死亡時に、財産の引き渡しに関する事務をせざるを得なくなる（以下、財産の引き渡し）」「手術や延命治療など医療行為への同意を求められる（以下、医療同意）」「家族・親族への説明、意見調整（以下、家族等との意見調整）」「被後見人等の死亡時に、葬儀等を手配せざるを得なくなる（以下、葬儀等の手配）」であった。

(2) 困難さを規定する要因の検討

表1に後見活動時に感じる困難さとその要因について結果を示した。さらに関連（有意差）がみられた項目について表2で示した。

被後見人等の要件である、市町村長申立案件の場合に、「家族等との意見調整」を「困難である」と感じる傾向がみられた（ $p < 0.05$ ）。次に、市民後見人の要件では、受任経

図1 後見活動時に感じる困難さの内容と程度



注 1) 困難さは、「非常に困難である」と「やや困難である」を足し合わせて示した。
 2) 質問項目の困難さの内容は、「身上監護で感じる困難さ」⁶⁾より16項目、市民後見人に対する面接調査で聴取された「困難さ」⁷⁾3項目（*印）を加え、合計19項目で構成した。

表1 後見活動時に感じる困難さとその要因

質問項目	被後見人等の要件			市民後見人の要件		支援・監督組織
	①居所2群	②申立人2群	③要介護4群	④受任経験の有無	⑤資格所有の有無	⑥組織2群
医療同意	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
家族等との意見調整	n.s.	*	n.s.	n.s.	n.s.	*
財産の引き渡し	n.s.	n.s.	n.s.	*	n.s.	n.s.
葬儀等の手配	n.s.	n.s.	n.s.	**	n.s.	n.s.
家族同様のかかわり	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	**
保証人等を求められる	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	**
緊急時の対応	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	*

注 1) χ^2 検定, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, (両側検定)
 2) 独立変数の内訳は以下のとおりである
 ①居所2群：在宅、施設等
 ②申立人2群：親族（本人含）、市町村長申立
 ③要介護4群：要支援1～要介護2、要介護3、要介護4、要介護5
 ④受任経験：有、無
 ⑤資格所有：社会福祉士・介護福祉士・看護師・税理士・教員・その他の記入があった場合を有、記入なしを無
 ⑥支援・監督組織2群：独自養成の実績がある3カ所の実施機関（2011年老人福祉法の改正、ならびに市民後見推進事業開始以前より市民後見人を独自研修プログラムで養成してきた成年後見実施機関）、それ以外の7カ所の実施機関

験がある者が、「葬儀等の手配」(p<0.01)、「財産の引き渡し」(p<0.05)について、「困難でない」と感じる傾向がみられた。

(3) 市民後見人を支援・監督する組織での検討

市民後見人を支援・監督する組織との関連(有意差)がみられた項目の詳細は以下のとお

表2 後見活動時に感じる困難さと「被後見人等・市民後見人の要件」との関連

家族等との意見調整

	困難である		困難でない		有意性
	人数	%	人数	%	
市町村長申立 親族(本人含)申立	53 3	63.1 27.3	31 8	36.9 72.7	*

葬儀等の手配

	困難である		困難でない		有意性
	人数	%	人数	%	
受任経験あり 受任経験なし	19 35	39.6 70.0	29 15	60.4 30.0	**

財産の引き渡し

	困難である		困難でない		有意性
	人数	%	人数	%	
受任経験あり 受任経験なし	21 36	45.7 70.6	25 15	54.3 29.4	*

注 χ^2 検定, *p<0.05, **p<0.01, (両側検定), n=112

りである(表3)。独自養成の実績がある3カ所の組織で支援・監督を受けて活動する市民後見人は、「家族等との意見調整」(p<0.05)、「家族同様のかわり」(p<0.01)、「保証人等を求められる」(p<0.01)、「緊急時の対応」(p<0.05)について、「困難でない」と感じる傾向がみられた。

IV 考 察

市民後見人の受任実績が豊富なZ県下の成年後見実施機関に登録し、支援・監督を受けながら後見活動に従事している個人受任の市民後見人を調査対象とすることで、市町村における市民後見人の受任調整の現状を分析し、市民後見人が後見活動時に感じる困難さを明らかにし、困難さを規定する要因を検討することが、市民後見事業の普及に資すると考え、質問紙調査を実施した。これらの分析を通じて得られた知見を以下に示した。

(1) 市民後見人の受任案件の現状

市民後見人の受任案件は、市町村が被後見人等の要件に一定基準を設け、すなわち施設入所、市町村長申立、低資産、係争がない等を確認した上で家庭裁判所に推薦するといった調整(受

表3 後見活動時に感じる困難さと「支援・監督組織」との関連

家族等との意見調整

	困難である		困難でない		有意性
	人数	%	人数	%	
独自養成の実績がある組織(3カ所)	21	46.7	24	53.3	*
それ以外の組織(7カ所)	35	70.0	15	30.0	

保証人等を求められる

	困難である		困難でない		有意性
	人数	%	人数	%	
独自養成の実績がある組織(3カ所)	11	31.4	24	68.6	**
それ以外の組織(7カ所)	30	66.7	15	33.3	

家族同様のかわり

	困難である		困難でない		有意性
	人数	%	人数	%	
独自養成の実績がある組織(3カ所)	10	22.2	35	77.8	**
それ以外の組織(7カ所)	31	64.6	17	35.4	

緊急時の対応

	困難である		困難でない		有意性
	人数	%	人数	%	
独自養成の実績がある組織(3カ所)	8	20.5	31	79.5	*
それ以外の組織(7カ所)	21	46.7	24	53.3	

注 1) χ^2 検定, *p<0.05, **p<0.01, (両側検定), n=112

2) 支援・監督組織2群: 独自養成の実績がある3カ所の実施機関(2011年老人福祉法の改正ならびに、市民後見推進事業開始以前より市民後見人を独自研修プログラムで養成してきた成年後見実施機関)、それ以外の7カ所の実施機関

任調整)がなされている⁴⁾。調査結果から、市民後見人が実際に受任している被後見人等は、施設入所、市町村長申立、低資産であることが特徴としてみられた。よって、市町村が被後見人等の要件を用いての受任調整を実施した現状が確認された。

次に、市民後見人の大半が市町村長申立案件を受任していた。この案件は、「身寄りがない」「関係が疎遠」などで申立をする家族等がない場合になされるものである。これまでも市町村申立案件は、家族等がないため後見人は後見事務である契約等の法律行為と、生活の維持に関する調整・身上保護の両方を関係者から期待され後見活動は広範囲に及び負担が多いことが示されてきた⁷⁾。ただし、被後見人等が主に施設入所であった本調査では、施設等が身上保護にあたる生活支援を担うため、在宅者の支援に比べて後見活動の範囲は定型化されやすく、負担軽減につながっているのではないかと考えられた。その上で、市民後見人の持ち味といわれる「被後見人等に寄り添った支援⁸⁾」が評価されている現状をかんがみ、被後見人等の意思をくみ取るための本人との関係構築や、関係者と密接な情報交換に務めていると推察された。しかし、「ケア会議に参加した」の実施割合は、社会福祉士の専門職後見人と比べて高いとは言えなかったことから⁵⁾、施設でのサービス担当者会議では、市民後見人に会議への参加を呼びかけ、また市民後見人も被後見人等の代理人として関係者との連携に努めることが期待される。

一方で、本調査の市民後見人は受任経験があり、国家資格などの所有者が多数みられた。市民が受任経験に基づき所有資格を生かしながら社会貢献として後見実践を積んでいる現状から、受任調整時には市民後見人のこれらの経験を考慮し、現行の被後見人等の要件を柔軟に運用することで、受任事案の幅が広がる可能性がある。

(2) 後見活動時に感じる困難さの内容

従属変数の「後見活動時に感じる困難さ」において、「困難である」と回答した上位4項目

「財産の引き渡し」「医療同意」「家族等との意見調整」「葬儀等の手配」は、これまで家族等が代行してきたことを社会も容認してきた事項であった。これらの困難さは第三者が関わることで生じたものである。また、身寄りがないとされる市町村長申立であっても被後見人等が天涯孤独であることまれであり、医療同意や死後事務の場面では、家族・親族を探して協力を求めることになる⁹⁾。したがって、これらの「財産の引き渡し」「医療同意」「家族等との意見調整」「葬儀等の手配」は、市民後見人を含めた第三者後見人にとって避けられない後見活動時に感じる困難さであると考えられる。

「葬儀等の手配」「財産の引き渡し」に係る死後事務の一部は、2016年に民法の改正(円滑化法)によって後見人の権限として認められたが、第三者後見人が相続人を確定するための作業、すなわち申立書を頼りに家族等を探し連絡を取することは、職権のない市民後見人にとってかなりの負担がみられる。また、「医療同意」は、インフォームドコンセントのプロセス遵守や「終末期の意思決定ガイドライン」によって、医療・ケアチームの多職種合議体にて本人意思を推定し、本人にとっての最善を検討するよう示された¹⁰⁾。しかし、被後見人等に家族や親族等がいる場合は、後見人が被後見人等の意思を代弁したとしても疎遠である家族や親族等の意向が優先される現状がみられ⁹⁾、後見人の関与については成年後見制度が民法の家族法に依拠し、いまだ整備途上である。

したがって、第三者後見人の選任が進む現在、医療同意、死後事務に関する法制度の整備、ならびに「家族等との意見調整」に係る後見人への支援が、市民後見人を含めた第三者後見人にとって急務の課題であることが、ここでも再確認された。

(3) 困難さを規定する要因の検討

1) 被後見人等ならびに市民後見人の要件から検討

被後見人等が「市町村長申立」案件の場合、僅差で市民後見人は「家族等との意見調整」を

困難を感じる傾向が示された。これは、「家族等との意見調整」が必要となる場面が、「医療同意」や「死後事務」に係る被後見人等の終末期にみられることから、市民後見人が「医療同意」や「死後事務」を経験したことがあるか否かで異なった回答となることが考えられた。また、実施機関の担当者によれば、市町村長申立では、後見人が後見事務を円滑に進めるため家族等に協力を求める場面において、必ずしも家族等が後見人に協力的であるとは限らず、後見人と家族との間で論争になることもある。市民後見人が「家族等との意見調整」で困難さを感じている場合には、支援・監督する組織が家族等との面談の場に立ち会う、または代行して家族等との意見調整にあたる等の組織的な対応が必要である。今後、市町村長申立案件は増加すると予測されるので、市町村長申立案件における家族や親族対応についての事例を集積し検討する必要があるだろう。

一方、受任経験がある市民後見人は、「葬儀等の手配」「財産の引き渡し」の死後事務を困難に感じない傾向がみられた。死後事務は、1ケース1回限りの非日常的かつ個別性が高い活動であるが、受任経験が死後事務の手続き・手順への理解を促進したと考えられた。また受任経験は、死後事務に関する相続人を確定する作業においても、就任当初より計画的に相続人を確定し連絡をとることで、医療同意の協力も容易であったという事例⁹⁾がみられたことから、見通しをもった後見活動につながると考えられる。

2) 支援・監督を受ける組織からの検討

市民後見人が支援・監督を受ける「独自養成の実績がある組織（3カ所）」は、2011年の老人福祉法の改正以前より、独自の養成プログラムによって市民後見人を養成してきた経緯があり、地域の権利擁護支援ならびに成年後見制度全般についての実践蓄積が豊富にある¹¹⁾。それらの組織の経験値を踏まえると、当該組織より支援・監督を受ける市民後見人が「家族同様のかわり」「保証人等を求められる」について、「困難でない」と感じる傾向がみられたことは、

関係機関に対して市民後見人の職務への周知が進んでいると思われる。また、「家族等との意見調整」「緊急時の対応」は、状況によっては後見人個人の生活を犠牲にしかねない負担となる。いつでも支援・監督組織に相談できるオンコール体制や、緊急時における対応マニュアルの整備がなされていることが必要であるが¹¹⁾、これらの項目について「困難でない」と感じる傾向がみられたことは、後見監督業務に加えて、市民後見人の受任後の支援を継続的に行っている組織であると考えられた。そして、これらの継続的支援には支援・監督組織における担当職員の人員確保が必須でありその人員不足が課題であるが、一部の組織では支援と監督を分化し、非常勤職員を採用することで支援と監督の両方の業務を円滑に担っていることが確認されている¹¹⁾。したがって、市民後見人の普及・促進には、支援・監督組織における地域の権利擁護支援の実践蓄積、市民後見人への継続的支援の充実、支援体制における職員の人員確保が欠かせないと言える。

V 結 語

市民後見人の受任調整の現状を分析し、後見活動時に感じる困難さの内容と困難さを規定する要因を明らかにしてきた。

本調査により、市町村が市民後見人にふさわしい被後見人等の要件を用いて受任調整を実施してきたことが確認された。しかし、その被後見人等の要件が、市民後見人に過度な負担をかけないための配慮として設けられたものであっても、困難を感じる後見活動があることも同時に示された。一方、市民後見人それぞれが社会貢献の立場から「成年後見人」として実践を積んでいる現状より、受任調整時に市民後見人のこれまでの社会経験や受任経験が考慮されるようになれば、市民後見人の受任案件の幅が広がると考えられる。さらに、支援・監督実績のある組織で活動する市民後見人には困難さが軽減される傾向がみられたので、実施機関は市民後見人に対する継続的支援を通じて自組織の体制

整備を図る必要性が示唆された。したがって、市民後見人と支援・監督組織が、車の両輪のような関係で共に成年後見制度における実務経験を積むことが、市民後見事業の普及・促進に重要であると考えられる。

謝辞

本調査は「平成27～29年度科学研究費補助金ケアマネジメントにおける意思決定支援プログラム開発と評価に関する研究（研究代表者：小澤温）」の一環として実施した。

文 献

- 1) 最高裁判所事務総局家庭局. 成年後見関係事件の概況－平成31年1月～令和元年12月－. 裁判所. (<https://www.courts.go.jp/vcfiles/courts/2020/20200312koukengaikyoku-h31.pdf>) 2020.11.5.
- 2) 日本後見法学会. 第6回学術大会『第4分科会－市民後見人の養成』. 成年後見法研究第7号. 2010: 83-101.
- 3) 松下啓子, 黒田研二. 自治体による市民後見人養成の現状と問題点－市民後見推進事業を実施した自治体に対する質問紙調査の結果から－. 厚生」の指標 2018: 65(10): 36-43.
- 4) 上山泰. 専門職後見人と身上監護 [第3版]. 東京: 民事法研究会, 2015: 270-2.
- 5) 永野叙子, 小澤温. 市町村長申立事案を担う市民後見人の現状分析と支援課題の検討－成年後見実施機関の支援・監督を受けて活動する市民後見人に焦点をあてて－. 厚生」の指標 2020: 67(2): 23-31.
- 6) 日本成年後見法学会・身上監護研究会. 身上監護平成19年度報告書. 日本成年後見法学会, 2008: 23. (<http://jaga.gr.jp/wp-content/uploads/H19shinjokango.pdf>) 2020.7.20.
- 7) 永野叙子. 市民後見人の現状分析と役割に関する研究. 社会福祉学 2014: 55(3): 78-93.
- 8) 厚生労働省老健局総務課・認知症対策推進室. 成年後見制度の利用促進に向けた市民後見人の活用の推進について（平成28年4月26日）. (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/riyousokushin.pdf>) 2019.7.31.
- 9) 永野叙子, 小澤温. 市民後見人の後見活動の現状と課題－終末期活動を取り上げて－. 日本認知症ケア学会誌 2019: 18(2): 545-55.
- 10) 厚生労働省. “人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン改訂平成30年3月”. (<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouuhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197701.pdf>) 2020.7.20.
- 11) 永野叙子, 小澤温. 市民後見人の育成・支援の現状と課題－Z県成年後見実施機関に対する訪問面接調査を踏まえて－. リハビリテーション連携科学 2019: 20(1): 63-8.